

施策分野：3 ひとり親家庭への支援（長崎市ひとり親家庭等自立促進計画）

具体的施策：(1)生活支援の充実

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
101	母子・父子自立支援員による相談	○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施 ・延相談件数：2,427件	○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施 ・延相談件数：2,037件	○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施 ・延相談件数：1,483件	○生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
101	日常生活支援	○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 ・利用世帯：21世帯、利用回数：75回、延利用時間：250時間	○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 ・利用世帯：19世帯、利用回数：75回、延利用時間：288.5時間	○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 ・利用世帯：11世帯、利用回数：42回、延利用時間：117時間	○生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
101	母子生活支援施設	○母子生活支援施設「白菊寮」の運営 ○DV被害者等で県外から本市施設に入所する者も多い ○本市から県外施設に入所する者も増加傾向 ・入所者数：6世帯14人（年度末時点）	○母子生活支援施設「白菊寮」の運営 ○DV被害者等で市外から本市施設に入所する者も多い ○本市から県外施設に入所する者も増加傾向 ・入所者数：5世帯13人（年度末時点）	○母子生活支援施設「白菊寮」の運営 ○DV被害者等で市外から本市施設に入所する者もいる ○本市から県外施設に入所する者もいる ・入所者数：3世帯10人（年度末時点）	○精神的、経済的に不安定な母子の保護と自立を支援するため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
101	保育所への優先的入所	○保育所等への入所選考において、父子・母子等のひとり親世帯については、保育が必要な事由による基準点に加点を行い、優先的な入所を図った。	○保育所等への入所選考において、父子・母子等のひとり親世帯については、保育が必要な事由による基準点に加点を行い、優先的な入所を図った。 ○ひとり親世帯でも保育所等に入所できず、待機になることがあった。 ・新規入所児童数254人	○保育所等への入所選考において、父子・母子等のひとり親世帯については、保育が必要な事由による基準点に加点を行い、優先的な入所を図った。 ○ひとり親世帯でも保育所等に入所できず、待機になることがあった。 ・新規入所児童数185人	○継続して優先的入所選考を実施する。	幼児課
101	市営住宅への優先的入居	○母子・父子世帯について、市営住宅への優先入居を実施 ・母子・父子世帯：16世帯	○母子・父子世帯について、市営住宅への優先入居を実施 ・母子・父子世帯：16世帯	○母子・父子世帯について、市営住宅への優先入居を実施 ・母子・父子世帯：募集実績19戸（入居実績7戸）	○継続して優先入居を実施する。	住宅課

具体的施策：(2)経済的支援の充実

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
101	児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭等で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父または養育者に児童扶養手当を支給	○ひとり親家庭等で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父または養育者に児童扶養手当を支給	○ひとり親家庭等で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父または養育者に児童扶養手当を支給	○児童扶養手当法に基づき実施する。	子育て支援課
101	ひとり親家庭・寡婦医療費の助成	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差し引いた額を助成【自己負担額】 ・ひとり親家庭：1日上限800円 1か月上限1,600円（医療機関ごと） ・寡婦：1日上限1,200円（入院のみ）	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差し引いた額を助成【自己負担額】 ・ひとり親家庭：1日上限800円 1か月上限1,600円（医療機関ごと） ・寡婦：1日上限1,200円（入院のみ）	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差し引いた額を助成【自己負担額】 ・ひとり親家庭：1日上限800円 1か月上限1,600円（医療機関ごと） ・寡婦：1日上限1,200円（入院のみ）	○経済的負担の軽減を図るため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
102	母子父子寡婦福祉資金貸付金	○母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や技能習得資金等の貸付を実施 ・貸付件数：60件、貸付金額：38,903千円	○母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や技能習得資金等の貸付を実施 ・貸付件数：63件、貸付金額：38,193千円	○母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、修学資金や技能習得資金等の貸付を実施 ・貸付件数：55件、貸付金額：30,849千円	○経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
102	保育料等の減免	【子育て短期支援事業】 ○所得税法上の寡婦(夫)に該当しない世帯に対する寡婦(夫)控除の「みなし適用」	【子育て短期支援事業】 ○所得税法上の寡婦(夫)に該当しない世帯に対する寡婦(夫)控除の「みなし適用」	【子育て短期支援事業】 ○所得税法上の寡婦(夫)に該当しない世帯に対する寡婦(夫)控除の「みなし適用」	○今後も子育て世帯の負担軽減を図っていく。	子育て支援課

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
102	保育料等の減免	<p>【保育料】</p> <p>○所得税法上の寡婦(夫)に該当しない世帯に対する寡婦(夫)控除の「みなし適用」</p> <p>・対象者数：3人</p> <p>○多子世帯において、市民税所得割課税額48,600円未満の世帯で、第1子とカウントする対象年齢を引き上げ、第3子以降の保育料無料化を実施した。</p> <p>(対象となる世帯)</p> <p>・1号認定：小学校6年生までの兄妹から数えて第3子</p> <p>・2・3号認定：小学校3年生までの兄妹から数えて第3子</p> <p>・対象者数：269人</p>	<p>【保育料】</p> <p>○所得税法上の寡婦(夫)に該当しない世帯に対する寡婦(夫)控除の「みなし適用」</p> <p>・対象者数：4人</p> <p>○多子世帯において、第1子とカウントする対象年齢を引き上げ、第3子以降の保育料無料化を実施する所得制限の引き上げを行った。(国基準どおり)</p> <p>(対象となる世帯)</p> <p>・1号認定：市民税所得割課税額77,101円未満の世帯</p> <p>・2・3号認定：市民税所得割課税額57,700円未満の世帯</p> <p>・対象者数：1,162人</p>	<p>【保育料】</p> <p>○所得税法上の寡婦(夫)に該当しない世帯に対する寡婦(夫)控除の「みなし適用」</p> <p>・対象者数：2人</p> <p>○多子世帯において、第1子とカウントする対象年齢を引き上げ、第3子以降の保育料無料化を実施する所得制限の引き上げを行った。(国基準どおり)</p> <p>(対象となる世帯)</p> <p>・1号認定：市民税所得割課税額97,000円未満の世帯</p> <p>・2・3号認定：市民税所得割課税額97,000円未満の世帯</p> <p>・対象者数：1,187人</p>	○今後も子育て世帯の負担軽減を図っていく。	幼児課
		<p>【放課後児童クラブ】</p> <p>○父母がいない児童、ひとり親家庭等の児童及び、同一世帯から複数の児童が利用している場合の2人目以降の児童に対する利用料について、事業者が減免した経費のうち、児童1人につき月額(上限)4,000円の補助を実施</p>	<p>【放課後児童クラブ】</p> <p>○父母がいない児童、ひとり親家庭等の児童及び、同一世帯から複数の児童が利用している場合の2人目以降の児童に対する利用料について、事業者が減免した経費のうち、児童1人につき月額(上限)4,000円の補助を実施</p>	<p>【放課後児童クラブ】</p> <p>○父母がいない児童、ひとり親家庭等の児童及び、同一世帯から複数の児童が利用している場合の2人目以降の児童に対する利用料について、事業者が減免した経費のうち、児童1人につき月額(上限)4,000円の補助を実施</p>	○今後も継続して実施する。	こどもみらい課

具体的施策：(3)就業支援の促進

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
102	母子父子自立支援プログラムの策定	○自立支援計画の策定及びきめ細かで継続的な就労支援の実施 ・計画策定件数：58件	○自立支援計画の策定及びきめ細かで継続的な就労支援の実施 ・計画策定件数：70件	○自立支援計画の策定及びきめ細かで継続的な就労支援の実施 ・計画策定件数：33件	○生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
102	資格取得等への支援	○自立支援教育訓練給付金の給付(指定された講座を受講した者に対する受講費用の給付) ・給付件数：0件 ○高等職業訓練促進給付金等の給付(指定された資格を取得するため、2年以上、養成機関で修業する母子家庭の母等に対する給付) ・給付件数：51件	○自立支援教育訓練給付金の給付(指定された講座を受講した者に対する受講費用の給付) ・給付件数：0件 ○高等職業訓練促進給付金等の給付(指定された資格を取得するため、1年以上、養成機関で修業する母子家庭の母等に対する給付) ・給付件数：50件	○自立支援教育訓練給付金の給付(指定された講座を受講した者に対する受講費用の給付) ・給付件数：6件 ○高等職業訓練促進給付金等の給付(指定された資格を取得するため、1年以上、養成機関で修業する母子家庭の母等に対する給付) ・給付件数：62件	○生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
102	ひとり親家庭等自立促進センターの運営	○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営(長崎県との共同運営)し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談件数：1,026件	○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営(長崎県との共同運営)し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談件数：845件	○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営(長崎県との共同運営)し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談件数：893件	○ひとり親家庭等の自立支援のため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
102	関係機関との連携	○ハローワーク、マザーズコーナーやながさき就職支援ルームとの連携 ・求人情報や各事業の情報の円滑な取得、提供 ・専門相談員の指導	○ハローワーク、マザーズコーナーやながさき就職支援ルームとの連携 ・求人情報や各事業の情報の円滑な取得、提供 ・専門相談員の指導	○ハローワーク、マザーズコーナーやながさき就職支援ルームとの連携 ・求人情報や各事業の情報の円滑な取得、提供 ・専門相談員の指導	○ひとり親家庭等の自立支援のため、今後とも関係機関との連携を密にする。	子育て支援課

施策分野：4 母と子の健康（長崎市母子保健計画）

具体的施策：(1)安全な妊娠・出産の確保

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
103	母子健康手帳の交付と保健指導	○母子健康手帳の交付 ・交付数：3,292人 ○妊産婦健康診査の実施 ・延受診回数：40,837回 ○両親学級の開催 ・参加者数：426人	○母子健康手帳の交付 ・交付数：3,258人 ○妊産婦健康診査の実施 ・延受診回数：40,126回 ○両親学級の開催 ・参加者数：493人	○母子健康手帳の交付 ・交付数：3,147人 ○妊産婦健康診査の実施 ・延受診回数：40,264人 ○両親学級の開催 ・参加者数：442人	○母子健康手帳の早期交付と妊婦健診の受診を促進し、保健指導の充実を図る。	こども健康課 総合事務所
103	産科医療機関との連携	○産科医療機関との連携による支援が必要な人の早期把握と支援の実施 ・産科連携会議の開催：2回	○産科医療機関との連携による支援が必要な人の早期把握と支援の実施 ・産科連携会議の開催：1回	○産科医療機関との連携による支援が必要な人の早期把握と支援の実施 ・産科連携会議の開催：2回	○産科連携会議の開催等により、引き続き医療機関や総合事務所と連携を図る。	こども健康課
103	不妊への支援	○特定不妊治療に要する費用への一部助成 ・支給件数：394件	○特定不妊治療に要する費用への一部助成 ・支給件数：375件	○特定不妊治療に要する費用への一部助成 ・支給件数：377件	○今後も継続して実施する。	こども健康課

具体的施策：(2)子どもの健やかな発育・発達の促進

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
103	乳幼児健康診査や予防接種の実施	○乳幼児健康診査（歯科健康診査）の実施 ・集団健診：4か月児、1歳6か月児、3歳児：9,626人 ・医療機関での個別健診：7か月児、10か月児：6,022人 ○定期予防接種の実施 ○任意接種（乳幼児インフルエンザ）の実施	○乳幼児健康診査（歯科健康診査）の実施 ・集団健診：4か月児、1歳6か月児、3歳児：9,401人（7か月児、10か月児の一部を含む） ・医療機関での個別健診：7か月児、10か月児：5,804人 ○定期予防接種の実施 ○任意予防接種（乳幼児インフルエンザ及び幼児B型肝炎）の実施	○乳幼児健康診査（歯科健康診査）の実施 ・集団健診：4か月児、1歳6か月児、3歳児：9,395人（7か月児、10か月児の一部を含む） ・医療機関での個別健診：7か月児、10か月児：5,666人 ○定期予防接種の実施 ○任意予防接種（乳幼児インフルエンザ及び幼児B型肝炎）の実施	○健診未受診者の早期把握に努める。 ○定期接種の接種勧奨に努める。 ○任意接種について周知する。	こども健康課 総合事務所
103	訪問や教室による保健指導	○訪問指導の実施 ・延件数：2,175件 ○各種健康教室の開催（両親学級・育児学級等） ・延参加者数：8,830人	○訪問指導の実施 ・延件数：2,433件 ○各種健康教室の開催（両親学級・育児学級等） ・延参加者数：8,681人	○訪問指導の実施 ・延件数：2,260件 ○各種健康教室の開催（両親学級・育児学級等） ・延参加者数：8,280人	○育児への不安を解消し安心して子育てができるように、今後も継続して実施する。	こども健康課 総合事務所
104	小児医療の充実	○未熟児養育医療費、自立支援医療（育成医療）費、小児慢性特定疾病医療費の給付	○未熟児養育医療費、自立支援医療（育成医療）費、小児慢性特定疾病医療費の給付	○未熟児養育医療費、自立支援医療（育成医療）費、小児慢性特定疾病医療費の給付	○保護者の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、今後も継続して実施する。	こども健康課

施策分野：5 子育ての不安感・負担感の軽減と仲間づくり

具体的施策：(1)子育てに関する情報・相談体制の充実

計画掲載P	主な取り組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
105	イーカオの充実	○行政の取り組みや制度のお知らせ、幼稚園・保育所等の施設情報、イベント情報を掲載 ○メールマガジンの配信	○行政の取り組みや制度のお知らせ、幼稚園・保育所等の施設情報、イベント情報を掲載 ○メールマガジンの配信	○行政の取り組みや制度のお知らせ、幼稚園・保育所等の施設情報、イベント情報を掲載 ○メールマガジンの配信	○今後も積極的な情報発信を継続して実施する。 ○平成30年度はサイトのリニューアルを行い、更に情報を探しやすくしていく。	子育て支援課
105	子育てガイドブックの更新	○行政の取り組みや制度、幼稚園・保育所等の施設情報等を掲載した「子育てガイドブック」を発行 ○平成27年12月に子ども・子育て支援新制度を反映した改定版を発行	○行政の取り組みや制度、幼稚園・保育所等の施設情報等を掲載した「子育てガイドブック」を発行 ○平成28年8月に改定版を発行	○行政の取り組みや制度、幼稚園・保育所等の施設情報等を掲載した「子育てガイドブック」を発行 ○平成29年8月に改定版を発行	○毎年度内容を更新し、作成・配布する。	子育て支援課
105	こども総合相談の周知・充実	○保健師、教員、心理士、保育士等による子育て全般に関する相談の実施 ○相談内容は複雑複合化している ・実対応1,680件（うち27年度新規1,343件） ・延対応16,863件	○保健師、教員、心理士、保育士等による子育て全般に関する相談の実施 ○相談内容は複雑複合化している ・実対応1,516件（うち28年度新規1,292件） ・延対応18,826件	○保健師、教員、心理士、保育士等による子育て全般に関する相談の実施 ○相談内容は複雑複合化している ・実対応1,614件（うち29年度新規1,339件） ・延対応19,590件	○相談窓口の周知に努めるとともに、様々な相談に適切に対応できるよう、職員の専門的な知識・技術の向上を図る。	子育て支援課
105	親子の心の相談の実施	○専門職（小児科医師、精神科医師）による相談を実施 ・相談回数：それぞれ毎月1回	○専門職（小児科医師、精神科医師）による相談を実施 ・相談回数：それぞれ毎月1回 ○専門家に相談したいが病院には行きづらいという保護者の声も多い ○担当医師の確保が大きな課題	○専門職（小児科医師、精神科医師）による相談を実施 ・相談回数：それぞれ毎月1回 ○専門家に相談したいが病院には行きづらいという保護者の声も多い ○担当医師の確保が大きな課題	○病院には行きづらいが、専門家に相談したいという要望に対応するため、継続して実施する。	子育て支援課

具体的施策：(2)子育てを通じた仲間づくりの推進

計画掲載P	主な取り組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
105	お遊び教室の開催	○市内の公民館やふれあいセンター等で「お遊び教室」を開催し、在宅の親子が子どもの遊びや育児について学び、交流する場を提供 ・開催回数：32箇所399回	○市内の公民館やふれあいセンター等で「お遊び教室」を開催し、在宅の親子が子どもの遊びや育児について学び、交流する場を提供 ・開催回数：35箇所461回	○市内の公民館やふれあいセンター等で「お遊び教室」を開催し、在宅の親子が子どもの遊びや育児について学び、交流する場を提供 ・開催回数：35箇所464回	○子育て中の保護者への支援、児童の発達を促進するため、今後も継続して実施する。	子育て支援課
106	子育て支援センターの充実【再掲】	○子育て支援センターに対する運営費補助 ・10箇所（週6日型8箇所、週3日型2箇所）	○子育て支援センターに対する運営費補助 ・10箇所（週6日型8箇所、週3日型2箇所）	○子育て支援センターに対する運営費補助 ・10箇所（週6日型8箇所、週3日型2箇所）	○引き続き既存施設の運営支援を行うとともに、未設置区域について子育て支援センターの設置を進める。	子育て支援課
106	育児学級の実施	○育児学級を開催し、仲間づくりの機会の提供や育児相談を実施 ・延参加者数：5,566人	○育児学級を開催し、仲間づくりの機会の提供や育児相談を実施 ・延参加者数：5,626人	○育児学級を開催し、仲間づくりの機会の提供や育児相談を実施 ・延参加者数：5,439人	○育児への不安を解消し安心して子育てができるように、今後も継続して実施する。	こども健康課 総合事務所

具体的施策：(3)家庭の子育て力向上の支援

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
106	親育ち学びあい講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○「初めてママ講座」の開催 ・開催回数：17講座 ○「のびのび子育て講座」の開催 ・開催回数：6講座 ○「親子力アップ講座」の開催 ・開催回数：2講座 	<ul style="list-style-type: none"> ○「初めてママ講座」の開催 ・開催回数：17講座 ○「のびのび子育て講座」の開催 ・開催回数：7講座 ○「親子力アップ講座」の開催 ・開催回数：2講座 	<ul style="list-style-type: none"> ○「あつまれ♪はじめてママ講座」の開催 ・開催回数：8講座 ○「のびのび子育て講座」の開催 ・開催回数：8講座 ※「親子力アップ講座」は廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も内容等の見直しを図りながら、子育てに対する不安や負担感の軽減に寄与する講座を実施していく。 	子育て支援課
106	父親への子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○父親を対象にした『お遊び教室「パパDAY」』を開催し、父親と子どもが触れ合うきっかけを提供 ・開催回数：10回（市民会館のみで実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○父親を対象にした『お遊び教室「パパDAY」』を開催し、父親と子どもが触れ合うきっかけを提供 ・開催回数：10回（市民会館のみで実施） ○概ね小学生以下の子どもを持つ父親を対象に、子どもとの関わりや父親の役割などを学び、体験する「子育てパパ講座」を開催 ○父と子が触れ合う機会や、参加者同士で意見交換するなど自らの子育てや子どもとの関わりについて考えるきっかけを提供 ・開催回数：4回、延参加者数：82名 	<ul style="list-style-type: none"> ○父親を対象にした『お遊び教室「パパDAY」』を開催し、父親と子どもが触れ合うきっかけを提供 ・開催回数：10回（市民会館のみで実施） ○概ね小学生以下の子どもを持つ父親を対象に、子どもとの関わりや父親の役割などを学び、体験する「子育てパパ講座」を開催 ○父と子が触れ合う機会や、参加者同士で意見交換するなど自らの子育てや子どもとの関わりについて考えるきっかけを提供 ・開催回数：4回、延参加者数：67名 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き実施することで、父親の子育てへの参加を促進する。 ○類似事業があることなどにより、平成29年度で事業を廃止したが、今後父親を対象とする同様の取り組みを行う際は、参加者の増を図るため、企業単位での募集を行うなど企業に対する働きかけを行う。また、父親が仕事と育児の両立ができるよう、企業に対し、職場環境の改善について周知・啓発を行う。 	子育て支援課
		<ul style="list-style-type: none"> ○父親のための育児手帳（パパノート）の配布 ・配布数：3,292冊 ○両親学級や父親を対象とした育児学級の開催 ・父親の参加者数：600人 	<ul style="list-style-type: none"> ○父親のための育児手帳（パパノート）の配布 ・配布数：3,258冊 ○両親学級や父親を対象とした育児学級の開催 ・父親の参加者数：347人 	<ul style="list-style-type: none"> ○父親のための育児手帳（パパノート）の配布 ・配布数：3,147冊 ○両親学級や父親を対象とした育児学級の開催 ・父親の参加者数：347人 	<ul style="list-style-type: none"> ○家族が協力して子育てができる環境をつくるため、父親への子育て支援を継続して行う。 	こども健康課 総合事務所
106	ファミリー・プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ「ファミリー・プログラム」の実施 ・市内すべての小・中学校で実施 ・幼稚園、保育所、PTA役員研修会、教職員研修会などでも実施 ・開催回数：196回、参加者数：10,140人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ「ファミリー・プログラム」の実施 ・市内小・中学校 103校中91校で実施 ・幼稚園、保育所、PTA役員研修会、教職員研修会などでも実施 ・開催回数：130回、参加者数：6,206人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ「ファミリー・プログラム」の実施 ・市内小・中学校 102校中90校で実施 ・幼稚園、保育所、PTA役員研修会、教職員研修会などでも実施 ・開催回数：127回、参加者数：6,582人 	<ul style="list-style-type: none"> ○参加したことがない保護者が参加できるように工夫する。また、担任教師と保護者の距離感を近づけ、円滑な学校・学級運営に資するため、各種懇談会などにおいて積極的かつ主体的に取り組めるようにしていく。 	生涯学習課

施策分野：6 児童虐待等の防止

具体的施策：(1)子どもを虐待・いじめ等から守る取組みの充実

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
107	早期発見、対応	○虐待相談は児童に対する極めて重大な人権侵害であるため、早期対応や早期解決のために適切な専門機関等へつないでいる。 ・こども総合相談のうち児童虐待に関する実対応152件（うち27年度新規90件） ・延対応4,149件	○虐待相談は児童に対する極めて重大な人権侵害であるため、早期対応や早期解決のために適切な専門機関等へつないでいる。 ・こども総合相談のうち児童虐待に関する実対応139件（うち28年度新規81件） ・延対応3,696件	○虐待相談は児童に対する極めて重大な人権侵害であるため、早期対応や早期解決のために適切な専門機関等へつないでいる。 ・こども総合相談のうち児童虐待に関する実対応168件（うち29年度新規102件） ・延対応3,892件	○親子支援ネットワーク地域協議会をはじめ関係機関との情報共有と連携を図り、児童虐待の発生予防・早期発見に努める。	子育て支援課
107	関係機関との連携、職員の資質向上	○親子支援ネットワーク地域協議会をはじめとした関係機関との連携による児童虐待の発生予防・早期発見 ○関係機関との会議等の開催 ・親子支援ネットワーク地域協議会代表者会議：1回 ・実務者会議：11回 ・個別ケース会議：246回 ・児童虐待防止研修：10回開催	○親子支援ネットワーク地域協議会をはじめとした関係機関との連携による児童虐待の発生予防・早期発見 ○関係機関との会議等の開催 ・親子支援ネットワーク地域協議会代表者会議：1回 ・実務者会議：10回 ・個別ケース会議：254回 ・児童虐待防止研修：4回開催	○親子支援ネットワーク地域協議会をはじめとした関係機関との連携による児童虐待の発生予防・早期発見 ○関係機関との会議等の開催 ・親子支援ネットワーク地域協議会代表者会議：1回 ・実務者会議：8回 ・個別ケース会議：292回 ・児童虐待防止研修：6回開催	○引き続き広報、周知を行う。 ○いじめ、児童虐待、体罰等に対して未然の防止と重大事案が発生した場合の対応について、各関係機関の取り組みと連携し、体制を整える。	子育て支援課
107	子どもを守る条例の周知・啓発	○リーフレット「大切なあなたへ」を配布し、いじめ、児童虐待、体罰等の防止についての広報・啓発を行った。 ○「いじめ防止子どもワークショップ」の開催 ○子どもを守る専門委員会への調査協力義務の強化や調査員の設置等ができるよう条例の一部改正を行った。 ○中学生を対象としたアンケートでは、長崎市子どもを守る条例を知らない児童が多い。 ・ワークショップ：小中学校10校 ・専門委員会開催回数：1回 ・連絡協議会開催回数：1回	○リーフレット「大切なあなたへ」の配布により、いじめ、児童虐待、体罰等の防止についての広報・啓発を行った。 ○「いじめ防止子どもワークショップ」の開催（小中学校10校） ○連絡協議会の開催（1回）	○リーフレット「大切なあなたへ」の配布により、いじめ、児童虐待、体罰等の防止についての広報・啓発を行った。 ○中学生を対象としたアンケートでは、長崎市子どもを守る条例を知らない児童が多い。 ○「いじめ防止子どもワークショップ」の開催（小中学校12校） ○専門委員会の開催（1回） ○連絡協議会の開催（1回）	○引き続き周知・啓発に取り組むとともに、関係機関と連携していじめ等の防止に努める。	子育て支援課
107	こども総合相談の周知・充実【再掲】	○保健師、教員、心理士、保育士等による子育て全般に関する相談の実施 ○相談内容は複雑複合化している ・実対応1,680件（うち27年度新規1,343件） ・延対応16,863件	○保健師、教員、心理士、保育士等による子育て全般に関する相談の実施 ○相談内容は複雑複合化している ・実対応1,516件（うち28年度新規1,292件） ・延対応18,826件	○保健師、教員、心理士、保育士等による子育て全般に関する相談の実施 ○相談内容は複雑複合化している ・実対応1,614件（うち29年度新規1,339件） ・延対応19,590件	○相談窓口の周知に努めるとともに、様々な相談に適切に対応できるよう、職員の専門的な知識・技術の向上を図る。	子育て支援課
107	親子の心の相談の実施【再掲】	○専門職（小児科医師、精神科医師）による相談を実施 ・相談回数：それぞれ毎月1回	○専門職（小児科医師、精神科医師）による相談を実施 ・相談回数：それぞれ毎月1回 ○専門家に相談したいが病院には行きづらいという保護者の声も多い ○職員が担当しているケースに対する助言をもらう機会になっている ○担当医師の確保が大きな課題	○専門職（小児科医師、精神科医師）による相談を実施 ・相談回数：それぞれ毎月1回 ○専門家に相談したいが病院には行きづらいという保護者の声も多い ○職員が担当しているケースに対する助言をもらう機会になっている ○担当医師の確保が大きな課題	○病院には行きづらいが、専門家に相談したいという要望に対応するため、継続して実施する。	子育て支援課
107	親育ち学びあい講座の実施【再掲】	○「初めてママ講座」の開催 ・開催回数：17講座 ○「のびのび子育て講座」の開催 ・開催回数：6講座 ○「親子力アップ講座」の開催 ・開催回数：2講座	○「初めてママ講座」の開催 ・開催回数：17講座 ○「のびのび子育て講座」の開催 ・開催回数：7講座 ○「親子力アップ講座」の開催 ・開催回数：2講座	○「あつまれ♪はじめてママ講座」の開催 ・開催回数：8講座 ○「のびのび子育て講座」の開催 ・開催回数：8講座 ※「親子力アップ講座」は廃止	○今後も内容等の見直しを図りながら、子育てに対する不安や負担感の軽減に寄与する講座を実施していく。	子育て支援課
108	養育支援訪問事業の実施【再掲】	○養育支援訪問事業の実施 ・実対象人数：11人	○養育支援訪問事業の実施 ・実対象人数：9人	○養育支援訪問事業の実施 ・実対象人数：12人	○支援が必要な家庭を確実に把握するため、産婦人科、小児科等の関係機関との連携を図る。	こども健康課
108	乳児家庭全戸訪問事業の実施【再掲】	○乳児家庭全戸訪問事業の実施 ・訪問件数：2,811件	○乳児家庭全戸訪問事業の実施 ・訪問件数：2,755件	○乳児家庭全戸訪問事業の実施 ・訪問件数2,701件	○早期に全ての家庭を把握して必要な支援につなぐため、民生委員・児童委員との連携を図る。	こども健康課

施策分野：7 障害児への支援

具体的施策：(1)障害児支援の充実

計画掲載P	主な取り組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
109	教育・保育施設での受け入れ促進	○心身に障害又は発達遅滞のある児童を受け入れた施設に対する補助の実施 ・障害児保育対策事業：17施設（対象児童20人） ・発達促進保育特別対策事業：47施設（対象児童132人）	○心身に障害又は発達遅滞のある児童を受け入れた施設に対する補助の実施 ・障害児保育対策事業：25施設（対象児童31人） ・発達促進保育特別対策事業：51施設（対象児童173人）	○心身に障害又は発達遅滞のある児童を受け入れた施設に対する補助の実施 ・障害児保育対策事業：22施設（対象児童29人） ・発達促進保育特別対策事業：50施設（対象児童150人）	○継続して補助事業を実施する。	幼児課
109	放課後児童クラブでの受け入れ促進	○障害児受入に必要な加配職員の配置に係る経費に対する補助 ○職員の資質向上のための研修を委託により実施 ○既存の事業所における障害児受入のための改修、設備の整備・修繕及び備品購入に係る経費に対する補助	○障害児受入に必要な加配職員の配置に係る経費に対する補助 ○職員の資質向上のための研修を委託により実施 ○既存の事業所における障害児受入のための改修、設備の整備・修繕及び備品購入に係る経費に対する補助	○障害児受入に必要な加配職員の配置に係る経費に対する補助 ○職員の資質向上のための研修を委託により実施 ○既存の事業所における障害児受入のための改修、設備の整備・修繕及び備品購入に係る経費に対する補助	○今後も継続して実施する。	こどもみらい課
109	発達支援のための健康診査、相談の実施	○乳幼児に対する健康診査の実施 ・集団健診：9,626人、個別健診：6,022人 ○発達の遅れが気になる乳幼児に対する発達健康診査の実施。 ・発達健診：144人 ○発達の遅れが気になる乳幼児に対する教室の実施 ・899人	○乳幼児に対する健康診査の実施 ・集団健診：9,401人、個別健診：5,804人 ○発達の遅れが気になる乳幼児に対する発達健康診査の実施。 ・発達健診：185人 ○発達の遅れが気になる乳幼児に対する教室の実施 ・811人	○乳幼児に対する健康診査の実施 ・集団健診：9,389人、個別健診：5,666人 ○発達の遅れが気になる乳幼児に対する発達健康診査の実施 ・発達健診：145人 ○発達の遅れが気になる乳幼児に対する教室の実施 914人	○発達の遅れを早期に発見し、専門の医療機関に紹介し、早期療育につなげるため、各種健診等を継続して実施する。	こども健康課 総合事務所
109	在宅サービス及び障害時通所支援の提供	○児童居宅介護支援の実施 ・ホームヘルパーの派遣などにより、適切な介護・家事・相談及び助言を実施した。 ○児童短期入所支援の実施 ・保護者が一時的に介護できなくなった場合などに、施設において当該児童を短期間預かった。 ○障害児通所支援 ・利用回数：76,823回 ○日中一時支援（タイムケア型） ・利用回数：1,661回	○児童居宅介護支援の実施 ・ホームヘルパーの派遣などにより、適切な介護・家事・相談及び助言を実施した。 ○児童短期入所支援の実施 ・保護者が一時的に介護できなくなった場合などに、施設において当該児童を短期間預かった。 ○障害児通所支援 ・利用回数：102,182回 ○日中一時支援（タイムケア型） ・利用回数：1,414回	○児童居宅介護支援の実施 ・ホームヘルパーの派遣などにより、適切な介護・家事・相談及び助言を実施した。 ○児童短期入所支援の実施 ・保護者が一時的に介護できなくなった場合などに、施設において当該児童を短期間預かった。 ○障害児通所支援 ・利用回数：128,335回 ○日中一時支援（タイムケア型） ・利用回数：1,125回	○引き続き在宅支援の充実及び地域の療育体制の強化に努める。	障害福祉課
		【障害福祉センター】 ○心身障害児・者の診察・評価を行い、その結果に基づいた適切な訓練、療育および指導、薬物療法を実施 ○外来診察の実施、診断書・証明書の作成 ・整形外科（常勤1名） ・リハビリ科 ・小児科（常勤2名・非常勤3名） ・精神科（非常勤1名） ○療育支援事業、通園児に対しての健康診断、福祉相談等を実施	【障害福祉センター】 ○心身障害児・者の診察・評価を行い、その結果に基づいた適切な訓練、療育および指導、薬物療法を実施 ○外来診察の実施、診断書・証明書の作成 ・整形外科（常勤1名） ・リハビリ科 ・小児科（常勤2名・非常勤4名） ・精神科（非常勤1名） ○療育支援事業、通園児に対しての健康診断、福祉相談等を実施	【障害福祉センター】 ○心身障害児・者の診察・評価を行い、その結果に基づいた適切な訓練、療育および指導、薬物療法を実施 ○外来診察の実施、診断書・証明書の作成 ・整形外科（常勤1名） ・リハビリ科 ・小児科（常勤2名・非常勤4名） ・精神科（非常勤1名） ○療育支援事業、通園児に対しての健康診断、福祉相談等を実施	○引き続き在宅支援の充実及び地域の療育体制の強化に努める。	障害福祉課

計画 掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
109	地域における療育支援の充実	【障害福祉センター】 ○保育所、幼稚園の職員等に対する療育技術指導の実施（389人） ○講習会(療育支援セミナー)の実施（2回 参加者142人）	【障害福祉センター】 ○保育所、幼稚園の職員等に対する療育技術指導の実施（354人） ○講習会(療育支援セミナー)の実施（1回 参加者59人）	【障害福祉センター】 ○保育所、幼稚園の職員等に対する療育技術指導の実施（369人） ○講習会(療育支援セミナー)の実施（1回 参加者59人）	○引き続き療育支援の充実に努める。	障害福祉課
110	障害福祉センターにおける発達支援の充実	○巡回相談の実施 ・保育園、幼稚園：129箇所 ・相談人数：360人(新規：288人、センター療育中児の相談：72人) ○就学児へのグループ療育の実施 ・訓練総数：191人 ○家族支援のためのペアレント・トレーニングの実施 ・受講者数：延110人	○巡回相談の実施 ・保育園、幼稚園：148箇所 ・相談人数：331人(新規：297人、センター療育中児の相談：34人) ○就学児へのグループ療育の実施 ・訓練総数：218人 ○家族支援のためのペアレント・トレーニングの実施 ・受講者数：延110人	○巡回相談の実施 ・保育園、幼稚園：195箇所 ・相談人数：428人(新規：391人、センター療育中児の相談：37人) ○就学児へのグループ療育の実施 ・訓練総数：184人 ○家族支援のためのペアレント・トレーニングの実施 ・受講者数：延111人	○引き続き発達支援の充実に努める。	障害福祉課
110	就学・教育相談の充実	○就学相談の実施 ・発達障害を含む障害のある幼児、又は小学校入学にあたり保護者が心配している年長幼児：177人 ・入学の際に選べる多様な「学びの場」や学校でできる特別な支援・配慮についての情報提供、特性に応じた個別の助言 ・保育所等への訪問等で幼児の観察を行い、職員からの聞き取りと資料の提供を受けて対象幼児の特性や能力を掴む。 ・対象幼児の情報はサポートファイルとしてまとめ、保護者の了承を得て、進学する学校へつなげる。 ・就学・教育相談業務として、延3226人に対して電話相談、来所相談、訪問相談等を実施している。 ○就学相談業務全般において、希望する保護者にのみ行うため、保護者が希望しない場合は対応できない場合がある。	○発達障害を含む障害のある幼児、又は小学校入学にあたり保護者が心配している年長幼児に対する就学相談の実施（対象者：238人） ・入学の際に選べる多様な「学びの場」や学校でできる特別な支援・配慮についての情報提供及び特性に応じた個別の助言 ・保育所等への訪問、職員からの聞き取りによる対象幼児に関する状況把握 ・スムーズな進学のための対象幼児の情報をまとめたサポートファイルの作成及び提供 ・電話、来所、訪問等による就学・教育相談の実施（延4637人） ○子どもや保護者の悩みを解消し、学校での適切な支援につなげるため、小中学生の保護者を対象とした電話や面接による教育相談の実施 ○就学相談業務全般において、希望する保護者にのみ行うため、保護者が希望しない場合は対応できない場合がある。	○発達障害を含む障害のある幼児、又は小学校入学にあたり保護者が心配している年長幼児に対する就学相談の実施（対象者：225人） ・入学の際に選べる多様な「学びの場」や学校でできる特別な支援・配慮についての情報提供及び特性に応じた個別の助言 ・保育所等への訪問、職員からの聞き取りによる対象幼児に関する状況把握 ・スムーズな就学のための対象幼児の情報をまとめたサポートファイルの作成及び提供 ・電話、来所、訪問等による就学・教育相談の実施（延4319人） ○子どもや保護者の悩みを解消し、学校での適切な支援につなげるため、小中学生の保護者を対象とした電話や面接による教育相談の実施 ○就学相談業務全般において、希望する保護者にのみ行うため、保護者が希望しない場合は対応できない場合がある。	就学前から就学後の約2年間を丁寧につなぐことでより適切な就学が実現できるように、特に以下2点に取り組む。 ○保護者への十分な情報提供及びサポート ・「就学相談のしおり」の更なる充実 ・希望する学校への見学及び相談 ○サポートファイルの活用、個別の指導計画の作成などについて、研修会等での学校への周知。	教育研究所
110	特別支援学級・通級指導教室の充実	○担当者研修会等の実施 ・新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修 3回 ・特別支援教育にかかる研修 15回 ・延1,001人の参加 【参考】 ※特別支援学級在籍児童生徒数の推移 H25年度：361人、H26年度：388人、H27年度：453人 ※通級指導教室利用児童生徒数の推移 H25年度：375人、H26年度：464人、H27年度：655人 特別支援学級の増加の理由として、開設基準が改正されたこと、特別支援教育の趣旨が正しく理解され、保護者及び児童生徒の特別支援学級・通級指導教室にかかる期待が高まったことなどが考えられる。	○担当者研修会等の実施 ・新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修 4回 ・特別支援教育にかかる研修 16回 ・延1,182人の参加 【参考】 ※特別支援学級在籍児童生徒数の推移 H26年度：388人、H27年度：453人、H28年度：532人 ※通級指導教室利用児童生徒数の推移 H26年度：464人、H27年度：655人、H28年度：586人 特別支援学級の増加の理由として、開設基準が改正されたこと、特別支援教育の趣旨が正しく理解され、保護者及び児童生徒の特別支援学級・通級指導教室にかかる期待が高まったことなどが考えられる。	○担当者研修会等の実施 ・新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修 4回 ・特別支援教育にかかる研修 18回 ・延873人の参加 【参考】 ※特別支援学級在籍児童生徒数の推移 H27年度：453人、H28年度：532人、H29年度：644人 ※通級指導教室利用児童生徒数の推移 H27年度：655人、H28年度：586人、H29年度：839人 特別支援学級の増加の理由として、開設基準が改正されたこと、特別支援教育の趣旨が正しく理解され、保護者及び児童生徒の特別支援学級・通級指導教室にかかる期待が高まったことなどが考えられる。	○通級指導教室は、通常学級在籍の児童・生徒であるため、その支援や指導法、対応については、通級指導教室担当に限らず、通常学級担任のスキルアップも必要不可欠と考える。特別支援学級担当者だけでなく、学校全体の特別支援にかかるスキルアップを考えた研修の充実に努める。	教育研究所

施策分野：8 子どもの健全育成

具体的施策：(1)子どもが学び・体験・交流する場の充実

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
111	放課後子ども教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○委託による放課後子ども教室の実施 ・13小学校区で実施 ・退職校長会など、コーディネーターの候補者への働きかけを行った。 ・地域に積極的に足を運び、教室の設置に向けた地域の運営体制を整えた。 ○コーディネーターとなり得る人材の発掘が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○委託による放課後子ども教室の実施 ・18小学校区で実施 ・退職校長会など、コーディネーターの候補者への説明を行う「放課後子ども教室開設セミナー」を開催した。 ・地域に積極的に足を運び、教室の設置に向けた地域の運営体制を整えた。 ○コーディネーターとなり得る人材の発掘が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○委託による放課後子ども教室の実施 ・19小学校区で実施 ・教育委員会における「長崎寺子屋」の各校の実施内容や図書ボランティアに関する情報提供を受け、各学校の既存の活動を放課後子ども教室に移行していくことが可能かどうかについて各学校と協議を行った。そのため、例年開催しているコーディネーターの候補者への説明を行う「放課後子ども教室開設セミナー」は開催しなかった。 ・地域に積極的に足を運び、教室の設置に向けた地域の運営体制を整えた。 ○コーディネーターとなり得る人材の発掘が難しい。 	○今後も継続して実施する。	こどもみらい課
111	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の推進方策	○一体型は1カ所で実施	○一体型は1カ所で実施	○一体型は2カ所で実施	○今後も継続して実施する。	こどもみらい課
111	薬物や性感染症への知識普及	<ul style="list-style-type: none"> ○「依頼教室（性教育関係）」の実施（4校 755人） ○実施校が固定化される傾向がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○「依頼教室（性教育関係）」の実施（5校 1,380人） ○新規に依頼教室を実施できた学校が1校あったものの、依然として実施校が固定化される傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「依頼教室（性教育関係）」の実施（4校 695人） ○教室実施先には好評で、毎年依頼がある。 ○新規の教室依頼がなかった。 	○引き続き「依頼教室（性教育関係）」を実施しながら学校側の受講ニーズに対応していく。	地域保健課
		<ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止教室の実施 【薬物乱用防止教室実施率】 ・小学校：87.5%、中学校：100%、高校：100% 	<ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止教室の実施 【薬物乱用防止教室実施率】 ・小学校：85.7%、中学校：100%、高校：100% 	<ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止教室の実施 【薬物乱用防止教室実施率】 ・小学校：88.4%、中学校：100%、高校：100% 	○小学校の小規模校は、隔年の実施にしているため、2年実施率は各学校100%となっているが、近年の薬物に関する問題が低年齢化していることから、毎年実施できるよう呼びかけるとともに、各学校での実施内容の見直しを図る。	健康教育課
111	小中高生と乳幼児のふれあい体験	<ul style="list-style-type: none"> ○「お遊び教室」への参加促進 ・高等学校：1校（14名）、中学校：3校（48名） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「お遊び教室」への参加促進 ・高等学校：1校（10名）、中学校：2校（延138名） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「お遊び教室」への参加促進 ・高等学校：1校（7名）、中学校：2校（延97名） 	○引き続き市内の各学校に対して「お遊び教室」への参加を促す。	子育て支援課
111	青少年育成協議会の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成活動の振興、非行防止・事故防止活動の充実を図るため、協議会の活動に対して補助を実施 ○活動する会員の固定化・減少による事業活動の縮小等 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成活動の振興、非行防止・事故防止活動の充実を図るため、協議会の活動に対して補助を実施 ○活動する会員の固定化・減少による事業活動の縮小等 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成活動の振興、非行防止・事故防止活動の充実を図るため、協議会の活動に対して補助を実施 ○活動する会員の固定化・高齢化等による事業活動の縮小等 	○今後も継続して実施する。	こどもみらい課
111	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での体験・交流活動を支える指導者養成のため人材養成セミナーを開催 ・2回（68名参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度から、「放課後子ども教室開設セミナー」に統合して実施した。 ・1回開催（55名参加） 	○本年度「放課後子ども教室開設セミナー」を実施しなかった。	○今後も年1回実施する。	こどもみらい課

具体的施策：(2)子どもの安全対策の推進

計画 掲載P	主な取り組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
112	子どもを守るネットワーク活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○パトロール活動の実施 ○パトロールのコースが集約などにより減少 ○活動を行う人が固定化されており参加人数は減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ○パトロール活動の実施 ○パトロールのコースが集約などにより減少 ○活動を行う人が固定化されている ○健康教育課等と合同で通学路の安全点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○パトロール活動の実施 ○パトロールコースの集約化及び活動人数の増 ○活動を行う人が固定化されている ○健康教育課等と合同で通学路の安全点検を実施 	○今後も継続して実施する。	こどもみらい課
112	少年センター活動	○補導活動の実施による問題行動の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○補導活動の実施による非行等の未然防止 ○補導活動の仕方の工夫が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○補導活動の実施による非行等の未然防止 ○学校や関係機関・団体等と連携した青少年の健全育成 	○今後も継続して実施する。	こどもみらい課
112	メディア利用のルールづくり	○メディア利用の際のルールの必要性を啓発するためファミリー・プログラムを実施	<ul style="list-style-type: none"> ○メディア利用の際のルールの必要性について「長崎っ子の約束」を小中学校全生徒に配布して啓発している。新入生保護者に対しては、入学式後、PTA会長がチラシの内容を説明している。 ○「メディアとの上手な付き合い方」をテーマに親子ファミリー・プログラムを実施。 ・開催回数：25回、参加者数：2,049人 ○P T Aでメディア研修会を実施。 ・開催回数：128人 ○メディアのルールづくりについては、向上しているものの、さらに意識させる必要がある。 ・家庭に「メディア利用の共通ルールがある」と回答した子どもの割合：60.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ○メディア利用の際のルールの必要性について「長崎っ子の約束」のチラシを、4月当初に小中学校全生徒（全家庭）に配布。また、新入生保護者に対しては、入学式後、PTA会長がチラシの内容を説明。このような啓発活動を行った。 ○「メディアとの上手な付き合い方」をテーマに、保護者及び教職員並びに親子向けのファミリー・プログラムを実施。 ・開催回数：25回、参加者数：1,767人 ○P T Aでメディア研修会を実施。 ・開催回数：4回、参加者数：120人 ○メディア利用のルールづくりについては、向上傾向にあるが、さらに意識の高揚を図り、ルールづくりの実践率を向上させる必要がある。 ・家庭に「メディア利用の共通ルールがある」と回答した子どもの割合：61.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼・保・こども園・小学生低学年からテレビやビデオ、ゲームとの適切な付き合い方ができるように家庭でルールを作るなど協力してもらおう。 ○携帯やスマホについては、メディアの危険性を伝える機会をつくり、親子がそれぞれの立場で責任を持って使用できるようにする。 	生涯学習課

施策分野：9 子育てと仕事の両立

具体的施策：(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
113	ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	○ホームページ「労政だより」による企業、団体への育休・休暇取得促進等に関する啓発を行う必要がある。	○事業者向けセミナーの開催 ・これからの時代に合わせた企業のあり方(働き方改革、女性の活躍推進、助け合い、育てあう働きやすい組織への仕組みの見直しなど)について取り上げた	○ホームページ「労政だより」でワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を行った。 ・男女が共に誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組み、実践している事業所の表彰制度について紹介した。(8月号) ・男女が共に誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組み、実践している事業所として表彰された事業所の取組内容を紹介した。(1月号) ・ワーク・ライフ・バランスを推進する長崎県の誰もが働きやすい職場づくり実践企業を認証する制度「Nぴか」について紹介した。(3月号)	○引き続きワーク・ライフ・バランスについての情報を収集するとともに、周知・啓発について効果的な方法を検討し、市民や事業者への広報周知に努める。	産業雇用政策課
		○男女共同参画推進センターにおけるワーク・ライフ・バランスに関連した講座の開催(8講座10回) ○情報紙アマランスによるワーク・ライフ・バランスの啓発 ・男女が共に誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組み、実践している事業所として表彰された事業所の取組内容を紹介した。 ・特集テーマとして「イクボス」を取り上げた。 ○男性限定講座以外の男性受講者の割合が27%と少ないため、企画内容(テーマ・対象等)を明確にし、男性が参加しやすい方法を検討する必要がある。	○男女共同参画推進センターにおけるワーク・ライフ・バランスに関連した講座の開催(7講座7回) ○「アマランス通信」によるワーク・ライフ・バランスの啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの目的、その実現のためのヒント等を掲載した。 ○情報誌によるワーク・ライフ・バランスの啓発 ・男女が共に誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組み、実践している事業所として表彰された事業所の取組内容を紹介した。 ○講座内容(テーマ・対象等)が固定化している傾向がある。	○男女共同参画推進センターにおけるワーク・ライフ・バランスに関連した講座の開催(11講座12回) ○「アマランス通信」によるワーク・ライフ・バランスの啓発 ・アマランス通信Vol.208(平成29年7月発行)で、ワーク・ライフ・バランスに関する記事を掲載した。 ○啓発紙「男女共同参画推進特集号」によるワーク・ライフ・バランスの啓発 ・長崎市内の事業所で、男女が共に誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組み、実践している事業所として表彰された事業所の取組内容を紹介した。 ○昨年度に比べてワーク・ライフ・バランスに関する講座への男性参加者数は増加しているが(H28:52人⇒H29:186人)、男性受講者数の割合は依然として低い(H28:20.2%⇒H29:36.7%)ため、男性が参加しやすい方法を検討する必要がある。	○講座のアンケート結果や社会情勢を考慮しながら、引き続き男女共同参画の視点を取り入れた様々なテーマでワーク・ライフ・バランスの啓発講座等を実施する。 ○市民、事業者に対してワーク・ライフ・バランスについて広く周知・啓発を行っていきとともに、市のHPで産業雇用政策課の関連ページとリンクするなど、関係課との連携を図っていく。	
113	企業の表彰	○10月1日から10月7日までの「パートナーシップ推進週間」に合わせて、男女が共に誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組み、また、実践している事業所を募集、表彰し、その取り組みの内容を広く紹介した。 平成27年度の実績は、表彰1社(応募1社)。 ○応募企業が少ない。	○10月1日から10月7日までの「パートナーシップ推進週間」に合わせて、男女が共に誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組み、また、実践している事業所を募集、表彰し、その取り組みの内容を広く紹介した。 平成28年度の実績は、表彰2社(応募2社)。 ○応募企業が少ない。	○10月1日から10月7日までの「パートナーシップ推進週間」に合わせて、男女が共に誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組み、また、実践している事業所を募集、表彰し、その取り組みの内容を広く紹介した。 平成29年度の実績は、表彰2社(応募2社)。 ○表彰制度自体の周知が十分でなく、応募企業が少ない。	○応募企業を増やすための方策を検討しながら、引き続き事業を継続する。 また、応募事業所以外の事業所に対しても、職場環境の改善や女性の登用促進等の推進を啓発するため、表彰制度及び表彰事業所の取組等の周知を図る。	人権男女共同参画室
113	企業への融資	○低金利での融資制度 ・「中小企業いきいき労働環境整備資金」にて次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうちワーク・ライフ・バランスを促進する中小企業者を対象とし、低利での融資制度を設けている。	○低金利での融資制度 ・「中小企業いきいき労働環境整備資金」にて次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうちワーク・ライフ・バランスを促進する中小企業者を対象とし、低利での融資制度を設けている。	○低金利での融資制度 ・「中小企業いきいき労働環境整備資金」にて次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうちワーク・ライフ・バランスを促進する中小企業者を対象とし、低利での融資制度を設けている。	○今後も継続して事業を実施する。	産業雇用政策課
113	くるみん認定制度の周知	○くるみん認定制度は「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定するものであり、税制優遇措置などを受けることができることから、事業者に対し周知を行っている。 (平成28年末時点で長崎市内では9企業が認定を受けている)	○子育て応援情報サイト「イーカオ」において、認定制度及び認定を受けた企業の周知を行った。 (平成29年3月8日時点で長崎市内では10企業が認定を受けている)	○子育て応援情報サイト「イーカオ」において、認定制度及び認定を受けた企業の周知を行った。 (平成29年9月11日時点で長崎市内では10企業が認定を受けている)	○引き続き制度及び認定企業の周知に努める。	子育て支援課
113	父親への子育て支援【再掲】	○父親を対象にした『お遊び教室「パパDAY」』を開催し、父親と子どもが触れ合うきっかけを提供 ・開催回数：10回(市民会館のみで実施)	○父親を対象にした『お遊び教室「パパDAY」』を開催し、父親と子どもが触れ合うきっかけを提供 ・開催回数：10回(市民会館のみで実施) ○概ね小学生以下の子どもを持つ父親を対象に、子どもとの関わりや父親の役割などを学び、体験する「子育てパパ講座」を開催 ○父と子が触れ合う機会や、参加者同士で意見交換するなど自らの子育てや子どもとの関わりについて考えるきっかけを提供 ・開催回数：4回、延参加者数：82名	○父親を対象にした『お遊び教室「パパDAY」』を開催し、父親と子どもが触れ合うきっかけを提供 ・開催回数：10回(市民会館のみで実施)	○引き続き実施することで、父親の子育てへの参加を促進する。 ○引き続き子どもと関わるきっかけを提供するとともに、企業や団体等との連携、協働を検討する。	子育て支援課

具体的施策：(2)子育てと仕事の両立のための基盤整備

計画 掲載P	主な取り組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
113	保育施設等の整備	<p>【保育所】</p> <p>○これまでの既存施設の定員増を伴う増改築等に加え、大幅な定員確保ができる新設募集を実施。</p> <p>また、さらなる定員確保を図るため、幼稚園部分の整備に係る補助を行うことにより、保育所部分の定員増を伴う認定こども園への移行を促進。</p> <p>・170名の定員拡大</p>	<p>【保育所】</p> <p>○既存施設の定員増を伴う増改築等及び大幅な定員確保ができる新設募集を実施。</p> <p>また、さらなる定員確保を図るため、幼稚園部分の整備に係る補助を行うことにより、保育所部分の定員増を伴う認定こども園への移行を促進。</p> <p>・30名の定員拡大</p> <p>○老朽施設を対象とした整備を実施し、児童の安全・安心や保育環境の向上を図る。</p>	<p>【保育所・認定こども園・幼稚園】</p> <p>○既存施設の定員増を伴う増築及び新設による保育所の施設整備（平成28年度からの繰越事業）に係る補助を行うことにより、定員増が図られた。</p> <p>・210名の定員拡大</p> <p>○定員確保を図るため、定員増を伴う認定こども園への移行を促進。</p> <p>・28名の定員拡大</p> <p>○老朽施設を対象とした整備を実施し、児童の安全・安心や保育環境の向上を図る。</p>	○継続して補助事業を実施する。	幼児課
		<p>【放課後児童クラブ】</p> <p>○既存の放課後児童クラブの狭あい化の解消</p> <p>・小学校の改修にあわせた放課後児童クラブの整備</p> <p>・転用可能教室を活用した放課後児童クラブの整備</p> <p>○放課後児童クラブの利用児童数については、潜在的なニーズや動向の把握が難しい。</p>	<p>【放課後児童クラブ】</p> <p>○既存の放課後児童クラブの狭あい化の解消</p> <p>・小学校の改修にあわせた放課後児童クラブの整備</p> <p>・転用可能教室を活用した放課後児童クラブの整備</p> <p>○放課後児童クラブの利用児童数については、潜在的なニーズや動向の把握が難しい。</p>	<p>【放課後児童クラブ】</p> <p>○既存の放課後児童クラブの狭あい化の解消</p> <p>・小学校の改修にあわせた放課後児童クラブの整備</p> <p>・転用可能教室を活用した放課後児童クラブの整備</p> <p>○放課後児童クラブの利用児童数については、潜在的なニーズや動向の把握が難しい。</p>	○学校統廃合を見据えたうえで、小学校区ごとに利用見込みに応じた放課後児童クラブを設置するが、児童数の増加や統合等により新たな施設整備が必要となる場合は、放課後児童クラブの運営事業者による施設整備に対する新たな補助制度の創設を検討していく。	こどもみらい課

施策分野：10 経済的支援

具体的施策：(1)経済的支援の実施

計画掲載P	主な取組み・事業	各年度の実施状況・課題等			今後の方向性	関係課
		平成27年度	平成28年度	平成29年度		
114	児童手当の支給	○中学校修了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給 (公務員は勤務先から支給)	○中学校修了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給 (公務員は勤務先から支給)	○中学校修了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給 (公務員は勤務先から支給)	○児童手当法に基づき実施する。	子育て支援課
114	乳幼児医療費の助成	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差し引いた額を助成 自己負担額：1日上限800円、1か月上限1,600円(医療機関ごと)	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差し引いた額を助成 ・自己負担額：1日上限800円、1か月上限1,600円(医療機関ごと) ○H28.4月より対象者を未就学児から小学校卒業までの児童へ拡大	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差し引いた額を助成 ・自己負担額：1日上限800円、1か月上限1,600円(医療機関ごと) ○H29.10月から入院に係る対象者を小学校卒業から中学校卒業までの児童へ拡大	○経済的負担の更なる軽減のため、 H29.10月より、入院のみ対象者を 中学校卒業までの児童に拡大する。	子育て支援課
114	助産の実施	○保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受ける ことができない妊産婦に助産を行った。(21人) ○経済的な問題だけではなく多問題を抱えるケースも多い。	○保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受ける ことができない妊産婦に助産を行った。(24人) ○経済的な問題だけではなく多問題を抱えるケースも多い。	○保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受ける ことができない妊産婦に助産を行った。(32人) ○経済的な問題だけではなく多問題を抱えるケースも多い。	○今後も引き続き実施する。 ○経済的不安や若年による出産等、 複数の要因を抱えているため、産後も 保健師による家庭訪問等で支援す る。	子育て支援課
114	就園奨励費の補助	○保育料等の減免を行う私立幼稚園に対して就園奨励費を補助 ・32施設 ○国庫補助対象分に加えて、市独自の多子世帯負担軽減を実施 ・8施設	○保育料等の減免を行う私立幼稚園に対して就園奨励費を補助 ・30施設 (市独自の多子世帯負担軽減分は国基準の拡大により含まれたため廃 止)	○保育料等の減免を行う私立幼稚園に対して就園奨励費を補助 ・30施設 ○国庫補助対象分に加えて、市独自に多子計算に係る年齢制限撤廃の 範囲の拡大を実施	○継続して補助事業を実施する。	幼児課
114	就学援助制度	○小中学校児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費や 学用品などの経費の一部を援助 ・準要保護者数：7,071人	○小中学校児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費や 学用品などの経費の一部を援助 ・準要保護者数：6,807人	○小中学校児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費や 学用品などの経費の一部を援助 ・準要保護者数：6,558人	○引き続き実施し、保護者負担の軽 減を図る。	教育委員会 総務課
114	ひとり親家庭への経済的支援 【再掲】	○児童扶養手当の支給 ○保険診療に係る医療費の助成 ○就学支度資金、資格取得のための資金などの貸付等	○児童扶養手当の支給 ○保険診療に係る医療費の助成 ○就学支度資金、資格取得のための資金などの貸付等	○児童扶養手当の支給 ○保険診療に係る医療費の助成 ○就学支度資金、資格取得のための資金などの貸付等	○今後も継続して実施する。	子育て支援課